

# 至学館大学短期大学部自己点検・評価報告書（2015-2018）

本学における自己点検・評価の目的は、「教育理念・目標の適切性と、それに基づく教育・研究活動等の実践状況とその成果についての評価と検証を行い、高等教育機関としての質を保証する」とともに、日々の改善・向上への取り組み状況を広く社会に公表していくことである。

本報告書は、本学が大学基準協会において第2期の認証評価を受審（2015（H27）年度）した際に、大学評価委員会から受けた指摘事項や概評（意見）に対しての改善状況及び本学におけるその他の改善状況等について、外部有識者を加えた自己啓発委員会での意見を踏まえてまとめたものである。

2019(令和元)年7月

至学館大学短期大学部 自己啓発委員会

## 目 次

	ページ
I. 第2期認証評価結果における指摘事項	2
1. 努力課題	2
2. 改善勧告	2
II. 第2期認証評価結果における概評（意見）への対応と 本学におけるその他の改善状況	2
基準 1 理念・目的	2
基準 2 教育研究組織	2
基準 3 教員・教員組織	3
基準 4 教育内容・方法・成果	4
(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	4
(2) 教育課程、教育内容	5
(3) 教育方法	6
(4) 成果	6
基準 5 学生の受け入れ	8
基準 6 学生支援	8
基準 7 教育研究等環境	9
基準 8 社会連携・社会貢献	10
基準 9 管理運営・財務	11
(1) 管理運営	11
(2) 財務	12
基準 10 内部質保証	13
<資料>	16

## I. 第2期認証評価結果における指摘事項

### 1. 努力課題

#### 【基準5 学生の受け入れ】

『体育学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ1.24、1.26と高いので、改善が望まれる。』

#### 改善状況

入学者の受け入れ状況については、毎年、入試管理委員会や学生募集等点検部会で自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価実施委員会に提出し、最終的には自己啓発委員会で検証を行っている。

大学評価委員会からの上記指摘を受け、自己啓発委員会では、「体育学科の入学定員超過を是正する必要がある」という指針をまとめた。そこで学長は、入試管理委員会に対し、合格者数を決定する際には、入学定員の超過あるいは未充足が生じないように、前年度までの状況を勘案しながらより慎重に検討するように要請した。

その結果、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均(令和元年5月1日現在)は1.19に改善されている(資料I-1-1)。

また、過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は1.21とまだ若干高いが、直近3年間では徐々に改善されており平均1.17となっている(資料I-1-2)。

学生の受け入れについては、今後もなお改善・努力していく予定である。

### 2. 改善勧告

なし

## II. 第2期認証評価結果の概評(意見)への対応と本学におけるその他の改善状況

#### 【基準1 理念・目的】

### 1. 概評(意見)への対応

意見なし

### 2. その他の改善状況

平成22年の大学名称変更や男女共学化以来、体育学科への志願者数や入学者数は順調に推移しており(資料II-1-1)、現在のところ特段の問題はないと思われるが、少子化や四大志向の高まり等も含めて、今一度短大の意義・役割等について慎重に検証する時がきているものとする。

#### 【基準2 教育研究組織】

### 1. 概評(意見)への対応

意見なし

## 2. その他の改善状況

本学では、教育理念・目標の達成に向けて重点的に活動するための「人間力開発センター」を設置し、主に現代教養科目の教育課程編成と教育課程以外の様々な活動を通して学生の「人間力形成」のための支援を行っている。

平成 29 年度入学生から新設された科目「人間力総合演習」は、多くのプログラムの中から学生自らが選択して実体験を行う科目であり、人間力開発センターが主体となりプログラムの提供、活動内容の集約等を行っている（資料Ⅱ-2-1）。

また、併設の大学には「健康科学研究所」が附置されており、本学とも密に連携しながら本学の教育・研究成果を公開講座や市民講座及び健康教室等を開催して社会に還元している。

このように、本学と人間力開発センター及び健康科学研究所とは日常的に教育・研究の向上のために総合的、かつ有機的に連携して活動を行っている。

### 【基準3 教員・教員組織】

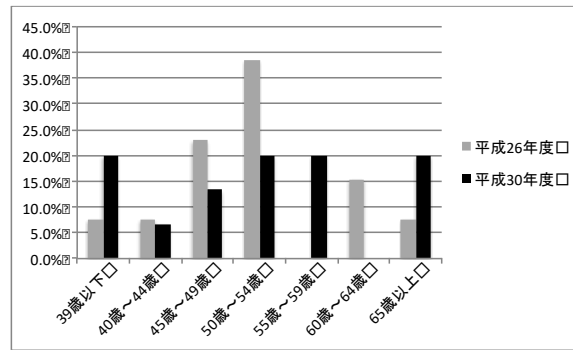
#### 1. 概評（意見）への対応

『教員組織の編制方針と教員組織の編制実態との整合性は、専任教員数は、法令（短期大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしているが、若年層の教員が少なく、男性の比率がやや高い傾向にあると認識しており、今後、教員の年齢構成や男女比について考慮しながら採用人事を行う予定であるので、教員組織の充実に期待したい。』

#### 改善状況

本学の教員組織の編成は、「年齢構成や男女比のバランスについても考慮する」、という方針の基に具体的な人事計画を策定している。

専任教員の年齢構成は、評価当時（平成 26 年度）は 39 歳以下が 1 人（7.7%）、40 歳～44 歳が 1 人（7.7%）、45 歳～49 歳が 3 人（23.0%）、50 歳～54 歳が 5 人（38.5%）、55 歳～59 歳が 0 人、60 歳～64 歳が 2 人（15.4%）、65 歳以上が 1 人（7.7%）で、若年層の教員が少なかったが、平成 30 年度は 39 歳以下が 3 人（20.0%）、40 歳～44 歳が 1 人（6.8%）、45 歳～49 歳が 2 人（13.3%）、50 歳～54 歳が 3 人（20.0%）、55 歳～59 歳が 3 人（20.0%）、60 歳～64 歳が 0 人、65 歳以上が 3 人（20.0%）と若年層が増え、改善されてきている。



専任教員の年齢構成

一方、男女比については、平成 26 年度は男子が 9 人 (69.2%) で女子が 4 人 (30.8%) であったが、平成 30 年度は男子が 12 人 (80.0%)、女子が 3 人 (20.0%) となっており、逆にバランスが悪くなっている。

年齢構成については比較的改善しやすいが、男女比は必ずしも条件にあった候補者が得られにくいことから今なお改善が進んでいない。

今後も教員の年齢構成や男女比については、十分に考慮しながら採用人事を行っていく予定である。

## 2. その他の改善状況

① 本学における教員の募集・採用・昇任等に関する規程は、「至学館大学短期大学部教員選考規程」に定められており、採用候補者については公募又は学長推薦によって、昇任候補者については学長又は学部長推薦によって行われている。同規程には教員の任用に係る資格審査（教員選考委員会の設置）や人事教授会等における選考手続き等が詳細に規定されている。すなわち、募集・採用の場合は、選考委員会において書類審査を行い、候補者を 2 から 3 名に絞り、その後模擬授業及び理事面接を行っている。理事面接では模擬授業を受講した学生の意見・評価を参考に選考している。この選考方法は、特に問題がなく、教員の力量も判断し易いため特に変更することなく実施している。また昇格に関しては、平成 28 年度に「至学館大学短期大学部教員の審査における研究業績、社会的活動、課外活動、芸術・文化的活動等の評価に関する内規」について改正が行われ（資料Ⅱ-3-1）、以前よりも教員評価が充実してきている。

② 本学では、教員の資質向上を図るための FD 勉強会を毎年度実施している。平成 28 年度は 2 回、平成 29 年度は 3 回、平成 30 年度は 2 回実施した。特に、平成 28 年度の FD 勉強会では外部より講師を招き、「厳格な成績評価のための評価方法について～学生の主体的な学びを促す学修評価～」と題して実施しており、Rubric 評価や Portfolio 評価について、理解を深めた。

平成 29 年度は、9 月に「教職課程の質的向上を目指して～教員養成課程におけるアクティブ・ラーニングの授業実践～」というテーマにて研修を行い、2 月には外部講師を招いて『「e ポートフォリオ」について学ぶ』と題して実施し（資料Ⅱ-3-2）、教員の質的向上を図るための取り組みを行った。

また本学では、毎年度、学科で選抜した教員の授業を全教員（含併設大学）に公開し、授業参観を実施している。その後、授業を参観した教員間で授業の進め方や教材の提示方法等について意見交換を行う取組みを継続的に行っており、教員の質的向上に努めている。

#### 【基準4 教育内容・方法・成果 (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針】

##### 1. 概評（意見）への対応

意見なし

##### 2. その他の改善状況

本学における学位授与方針及び専攻科の修了認定方針と教育課程の編成・実施方針は、大学の理念・目標とともに教育目標を具現化するために整備したもので、それぞれ整合性があると思われる。平成28年度には、自己啓発委員会が自己点検・評価実施委員会から提出された報告書をもとに検証を行った結果、教育目標に対応した現代教養科目の再構築を行う必要があると判断した。

これを受け、学長が教務委員会に対して教育目標の具現化に向けてより効果的な教育課程を再構築するように指示した。その結果、教務委員会は現代教養科目の「人間力形成」区分の授業科目を充実させた新教育課程の原案を作成した。原案は教授会において承認され、平成29年度入学生より実施されている。

#### 【基準4 教育内容・方法・成果 (2)教育課程、教育内容】

##### 1. 概評（意見）への対応

意見なし

##### 2. その他の改善状況

① 上記の通り、平成28年度には本学の教育理念・目標に基づいた現代教養科目の大幅な見直しがなされた。具体的には、これまでの「基礎技能」と「基礎教養」という区分を改め、新しく「人間力形成」と「基礎教養」区分とし、特に「人間力形成」区分には、「人間力形成Ⅰ」から「人間力形成Ⅳ」までの授業科目を新設し、選択必修科目とした。また、「人間力総合演習」を新設して必修科目とした。

② 平成28年度には現代教養科目とともに専門教育科目の見直しも行った。併設の至学館大学と教員の交流が盛んであることや、本学から併設の至学館大学に編入学する学生が多いことから、授業科目の名称についても見直しを行った。また「体育学」「運動学」「実技」「実習」「健康体力学」という区分を、よりわかりやすくコンパクトに「体育・スポーツ科学」「体育実技・実習」「健康・体力学」に変更した。

さらに、必修科目を見直し6科目から5科目とし、加えて新たな授業科目として「ソフトボール」を開設した。専攻科では、体育学科における授業科目の名称変更に合わせて同様に授業科目名を変更した。

③ 体育学科の卒業要件単位数は、これまで現代教養科目 14 単位以上、専門教育科目 50 単位以上で、合計 64 単位以上であったが、平成 28 年度より、現代教養科目は今までと同様に必修科目を含めて 14 単位以上、専門教育科目は必修科目を含めて 46 単位以上で、合計 62 単位以上とした。

④ 体育学科では入学前教育を積極的に取り入れており、A0 や推薦入試で合格している入学予定者に対して推薦図書を紹介とともに、すでに体育学科に在籍している 1 年次生の体力測定値と全国平均値の一覧表を送付し、入学前における積極的な体力トレーニングの実施を促している。体力トレーニングの実施状況については、平成 27 年度入学生から実際にトレーニングを実施したかどうかを確認し、その内容と効果等は、入学後の「体育学基礎演習」の中での討論課題として取り上げている。

#### 【基準 4 教育内容・方法・成果 (3)教育方法】

##### 1. 概評（意見）への対応

『シラバスは統一した書式で作成しており、学科長、専攻科長により、内容の事前チェックを行ったうえ、ホームページを通じて公開している。しかし、シラバスの履行状況については確認していないため、今後、「FD 推進委員会」で検討すると表明しており、検証の実施が望まれる。』

#### 改善状況

「シラバスに基づいた授業の検証」については、現在も具体的な検証方法を提示できていない。当初は、教員の自己評価や公開授業時における参観教員による検証などを視野に入れて検討する必要があるとしていたが、平成 27 年度の新しいフォーマットによる授業改善アンケートでは「シラバスに沿った授業が行われたか」を問う設問を削除した。これは、シラバスに沿った授業が行われたかどうかは、学生が確認することではなく、あくまでも授業を担当する各教員の自己点検・評価項目である、との意見でまとまったためである。

平成 28 年度からは、年度初回の学科会議にて学科長が各教員に対して、授業の初回にシラバスに基づいて「授業の目的」、「到達目標」、「授業計画」、「評価方法」等を必ず説明するよう要請を行っている。

##### 2. その他の改善状況

① 第 2 期の認証評価後、本学では学生が何のために何を学ぶのかをさらに明確にするため、カリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを作成して履修指導等に役立てることとしていた。カリキュラム・ツリーについては、現在履修モデルを用意しているが、カリキュラム・マップについては未だ作成されていない。今後早急に作成することとしている。

② 体育学科の 1 年間の履修科目登録の上限は、原則として 49 単位以内と定めている。学生が入学当初からより明確に自分の進路を考えながら授業科目を選択するようになってきたという点で評価できる。平成 28 年度には履修科目登録の上限の見直しを行い、学修意欲が高い学生に応える方策として、学外の活動を評価して単位認定が行われている演習 1 科目、実習 2 科目、実技 4 科

目を、キャップ制から除外した。

#### 【基準4 教育内容・方法・成果 (4)成果】

##### 1. 概評(意見)への対応

『体育学科の学位授与方針および専攻科の修了認定方針に明示している修得すべき学習成果を測定・評価する方法や基準の整備を今後の課題としており、さらなる学習成果の測定の開発に期待したい。』

##### 改善状況

本学のディプロマ・ポリシーは、「専門的な知識の習得」と「実践力の習得」の2つに大別できる。そこで、これら2つの習得状況について学修成果を測定することとした。

体育学科における「専門的な知識の習得」に関する学修成果の測定は、各授業科目の担当教員による成績評価と単位の修得状況によって行っている。

「実践力の習得」に関する学修成果の測定は、「卒業研究」及び体育学科が積極的に運営している「健康運動教室」(地元市民への健康づくり教室)への取り組み方とその内容について、教員による評価と学生による自己評価の両面から行っている。

教員による評価は、4段階のRubric評価を行って80点とし、学生の自己評価はアンケートの結果を20点とし、合計100点満点で評価している。なお、合格は60点以上とした。

さらに平成30年度からは、「ガッカン子ども運動教室」を「実践力の習得」の評価項目に加えた。

一方、専攻科における「専門的な知識の習得」に関する教員評価は、体育学科と同様に各授業科目の担当教員による成績評価と単位の修得状況によって行っている。

「実践力の習得」に関する教員評価は、各種実習(アスレティックトレーナースポーツ現場実習、アスレティックトレーナーリハビリテーション現場実習、アスレティックトレーナー総合実習)の取り組みについて教員評価(Rubric評価)80点と学生の自己評価20点の合計100点満点で評価している。

この学習成果の測定方法は、開始後間もないため、しばらく継続してから検証を行うことにしている。

##### 2. その他の改善状況

① 体育学科では例年以下のように就職率が高く、また、併設の至学館大学への編入学等の進学率もかなり高いことから、短期大学としての教育の質と内容は概ね充実しているものとする。

##### <体育学科の過去5年間における就職率と進学率の推移>

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
就職率(%)	100	95.2	97.0	98.5	95.7
進学率(%)	38.8	49.2	50.3	46.9	53.7

※就職率(就職者数/就職希望者数)、進学率(進学者数/卒業者数)

専攻科では、平成 28 年度に 1 名が（公財）日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー検定試験（理論及び実技）に合格した。これは本学体育学科卒業生としては初めての合格者である。また現役の専攻科生 3 名が、上記の検定試験理論試験に合格し、うち 2 名が平成 29 年度前期に行われた実技試験に合格した。このように、専攻科生の学力レベルもアップしていることから、専攻科の教育の質と内容も充実してきていると考える。

② 体育学科は、平成 26 年度より 2 年次生と同様に 1 年次生における学修成果の測定・評価を実施している。「専門的な知識の習得」の学修成果は 2 年次生と同様に各授業科目の担当教員による成績評価と単位の修得状況により評価し、「実践力の習得」の学修成果は「体育学基礎演習」で実施している「体力測定」と「ゼミ発表」への取り組み方を、教員による評価と学生による自己評価によって総合的に評価している。

## 【基準 5 学生の受け入れ】

### 1. 概評（意見）への対応

『定員管理については、体育学科において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ高いので、改善が望まれる。』

### 改善状況

体育学科の定員超過については、前述（p.2）したように改善した。  
今後さらに改善・努力していく。

### 2. その他の改善状況

オープンキャンパスでは、来場者の個票を工夫し、都道府県別、学校別、学年・学科別来場者数等の調査・分析を行うとともに、入試対策講座を実施する等、プログラムの見直しを行った。

校内ガイダンスでは、参加依頼校数を平成 27 年度は、33 校、平成 28 年度は 66 校、平成 29 年度は 67 校と増やした結果、オープンキャンパスへの参加者数や志願者数の増加に繋がったと思われる。

ホームページでは、受験生サイト（<http://navi.sgk-u.net>）において、「学びのコラボレーション」の掲載や各学科の専門分野の豆知識を月 1 回程度連載する等、高校生の目線にたった最新情報を掲載し、平成 29 年度には全体的なデザインをリニューアル等の改善を行った。また、より多くの PR 材料を情報発信するため、就職・進路実績データの掲載やクラブインタビューを 2 か月に 1 回のペースで掲載している。

入学試験については、A0 入試における入学定員に対する入学者数比率が、過去 5 年間の平均で平成 28 年度 2.03 倍、平成 29 年度 1.88 倍、平成 30 年度 1.71 倍と徐々に改善されてきているが、まだ高いので引き続き改善に向けて検討して行く。

また、各試験区分の志願者動向などを踏まえて、試験日程や選考方法等について点検・評価し、改善を図りながら入学定員の確保に努めていく。



専攻科の入学定員に対する入学者数比率は、平成 28 年度 0.67、平成 29 年度 0.75、平成 30 年度 0.61 となり、平成 29 年度は少し改善したが、全体的にはあまり改善されていない。今後も、体育学科の学生に対するガイダンスの内容を見直しながら募集活動を強化して行く。

## 【基準 6 学生支援】

### 1. 概評（意見）への対応

意見なし

### 2. その他の改善状況

① 各種の奨学金制度については、以下のような改善を行った。

a. 「至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（貸与型）規程及び施行細則」を平成 27 年 4 月 1 日付で一部改正を行った（資料Ⅱ-6-1）。その主な要点は以下の通りである。

- ・申請資格について、学業成績に関する曖昧な表現を削除し、卒業が見込まれ、修学意欲が旺盛であることを条件とすることにより、就学の支援が本来の目的であることを明確にした。
- ・学園内の設置校に進学する学習意欲のある学生に対して、返還の猶予期間を設けた。
- ・申請書類や返還誓約書の取り扱いに関する実態等の不整合を改めたことにより、貸与型の奨学金が、卒業のための一時的な支援であり、返済後には次世代の支援金となるよう、その定めを厳格化した。

b. 「至学館大学・至学館大学短期大学部教育ローン利子補給奨学金（給付型）規程」を平成 29 年 4 月 1 日付けで制定・施行した（資料Ⅱ-6-2）。これにより、教育ローンの利子の内、当該年度の利子の全部又は一部の給付が可能となった。

c. 「至学館大学・至学館大学短期大学部 夢・チャレンジ奨励金規程」を平成 29 年 4 月 1 日付けで制定・施行した（資料Ⅱ-6-3）。これにより、将来に向けて目標を明確にもち、その夢の実現をめざしてチャレンジしようとする学生及びその団体に給付が可能となった。

d. 「至学館大学・至学館大学短期大学部奨学特待生規程」を平成 30 年 4 月 1 日付で一部改正を行った（資料Ⅱ-6-4）。その主な要点は以下の通りである。

- ・申請手続や選考手続を奨学特待生の区分毎に工程手順を整理して明確にした。
- ・学業奨学特待生を明確な基準に基づく審査が行えるように改めた。
- ・スポーツ奨学特待生については、団体競技でも個人の競技力を認定するための基準を例示することにより、申請しやすくなるように改めた。

② 学生は、本学での学びを生かし、主に教育やスポーツなどの分野に進路を求めるが、これらの分野以外にも学びを生かせる場は多種多様であることから、学生に対し公務員や一般企業におけるインターンシップやボランティア活動の情報を、閲覧コーナー、学内企業セミナー（業界研究）、就職ガイダンス、個別面談等を通じて積極的に提供することにより、学生の職業への関心が高ま

り、様々な分野における就職実績が増えるように支援を行っている。

③ 本学では求人情報検索システム「求人 NAVI」を平成 25 年 12 月 1 日より導入した。学生は、インターネット環境のある場所であれば学内外どこにいても本学に届いた求人情報やガイダンス情報をリアルタイムで閲覧が可能となり、学生やゼミ教員の利便性を図っている。

## 【基準 7 教育研究等環境】

### 1. 概評（意見）への対応

意見なし

### 2. その他の改善状況

① 非構造部材の耐震改修については、平成 25 年度に主要施設の診断調査を実施し、対象となる施設の改修を順次行っている。平成 27 年度には SSC（屋内体育施設）第一アリーナの非構造部材耐震化工事を実施し、耐震化と共に LED 照明を導入し、機能向上、省エネ化も図った。なお、主要施設の非構造部材耐震調査に基づき、第二体育館の非構造部材耐震化工事の準備に入り、平成 29 年度中に完了を予定しており、平成 30 年度以降も、SSC 武道場、第 3 アリーナ非構造部材耐震化工事を順次行っていく予定である。また、これらについては、耐震化と共に LED 照明を導入し、機能向上、省エネ化も図っていく。

② 教員養成の指導体制を充実するために設置した教職支援室は、専任の職員を配置し、資料の閲覧のみでなく、学生の学修支援や面接指導など、教員になるための心得を含めて、教員志望の学生にきめ細かい指導を行っている。また、研究棟に設置した談話室では、授業や学生生活等に関する相談や、学生と教員が交流する場として活用されている。

③ 「図書館 NEWS」（資料Ⅱ-7-1）の作成、図書館スタッフの推薦図書や貸出ランキングの紹介などのほか、平成 28 年度からは本学 HP にも掲載して学生に対する積極的な情報提供を行っている。一方、それぞれの授業においても図書館の資料を積極的に利用してレポートを書くように指導する等、教員とも協働して貸出冊数の増加に努めている。また、図書館では利用者の増加を目指して、平成 27 年度より東京オリンピックに向けた各競技のルールや歴史を集めた「オリンピックコーナー」の新設や日本語の書籍と英訳された書籍、または英語の書籍と和訳された書籍をペアにして配架した「英語力サプリ」を平成 27 年度より新設し、学生の関心をひくための取り組みを進めている。

④ 学生寮については、「学生寮規程」を全面的に改正し、入寮資格の見直し（原則 1 年次生のみとした制約を解除）や寮費等について分納・延納の手続きを新設し、入寮者数の増加に向けた対策を行った。また、平成 28 年度に空調設備の入替を行い、同時に電源設備の増設・改修等、施設・設備の充実を図った。

⑤「学校保健安全法」では、大学の教育活動が安全な環境で実施され、学生及び教職員の安全の確保が図られるように安全管理に関し必要な事項が定められている。そこで、本学では平成30年度に「学校安全計画」を策定して学生及び教職員の安全を守るための取り組みを行っている（資料Ⅱ-7-2）。今後もその内容や手段、学校内の取り組み体制が適切であったか等、定期的に取り組み状況を振り返り、毎年度、見直しを行うことにしている。

## 【基準8 社会連携・社会貢献】

### 1. 概評（意見）への対応

意見なし

### 2. その他の改善状況

① 官学連携として、次のaからeのとおり協定を締結し、地域・社会への貢献に積極的に取り組んでいる。

a. 大府市との連携事業において、連携に関する包括協定に基づき、引き続き協力関係を築いている。また、個別協定として「大府市と至学館大学・至学館大学短期大学部との選挙啓発に関する協定」を締結〔平成28年2月4日〕。

b. 名古屋市教育委員会と「至学館大学・至学館大学短期大学部と名古屋市教育委員会との相互連携に関する協定」を締結〔平成28年1月8日〕。

c. 刈谷市と「刈谷市と至学館大学・至学館大学短期大学部との連携に関する包括協定」の締結〔平成26年4月1日〕に加え、「刈谷市教育委員会と至学館大学との教育連携に関する協定」を締結〔平成28年4月1日〕。

d. 岐阜県中津川市と「中津川市と至学館大学・至学館大学短期大学部との連携に関する包括協定」を締結〔平成27年3月2日〕。

e. 知多市と「知多市と至学館大学・至学館大学短期大学部との包括連携に関する協定」を締結〔平成27年4月16日〕。

本学HPにおいて「地域連携・貢献への取り組み」のページに加え、学科紹介のページ（学部・学科ニュース）においても取り組み内容を写真入りで紹介し、随時更新を行って情報発信に務めている。

② 一般企業等との連携に関しては、日本プロサッカーチーム（J1）の名古屋グランパス、一般社団法人愛知陸上競技協会と連携を図りながら、学生の実習先として協力をもらっている。

③ 産学官連携に係る情報を集約するために各種事業の申請・報告に関して学内手続きの統一を図った。

## 【基準9 管理運営・財務 (1)管理運営】

### 1. 概評（意見）への対応

意見なし

### 2. その他の改善状況

法人組織、教学組織における改善・改革を推進するためにも、平成25年度後期より定例理事会の他に常勤理事会を実施しており、その後年2回開催している。

「個人情報保護に関する規則」については、すでに平成17年に策定済であるが、平成28年4月にはマイナンバー制度の導入を受け、「学校法人至学館 特定個人情報等取扱規程」を策定した。

教職員の倫理関係については、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に対応し、「至学館大学及び至学館大学短期大学部研究倫理指針」を平成27年4月に策定している。

平成29年度より、SD活動の義務化が法制化されることを受けて、FD・SD合同研修会を2度開催するなど各種の研修体制の見直しを図り、事務職員及び教育職員の能力開発への取り組みを強化し、平成30年度には、危機管理の一環として外部講師を招聘し、ハラスメント防止等に関する規程に基づく問題対応や知識習得を目的とした合同研修会を実施した。今後も危機管理の意識向上に向けた研修会を、定期的実施していく。

また、従前のハラスメントに関する規程は、セクシュアル・ハラスメントのみを取り扱うものであったが、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント等も対象とした「学校法人至学館ハラスメント防止等に関する規程」を平成27年4月1日付けで新たに制定・施行した。加えて、就業規則の関係についても併せて改正を行った。

なお、当規程の整備に併せ、ハラスメント防止・対策委員会により本学園理事・弁護士である伊藤邦彦氏を講師とし、全教職員を対象とした「ハラスメント防止等に関する講習会」も開催した。

## 【基準9 管理運営・財務 (2)財務】

### 1. 概評（意見）への対応

① 今後は、補助金および寄付金収入の増大に努め、収入の多角化を進めることが望まれる。

### 改善状況

補助金獲得については、私大改革総合支援事業の補助金獲得に向け、組織体制の検討や学内運営の見直しに取り組んでいるが、現時点では採択に必要な点数獲得に至っていない。今後も採択を目指して取り組みを行っていく。

なお、科学研究費補助金については申請時の学内説明会の工夫・改善を図るとともに、教員に対して外部研究資金獲得者表彰制度を設け、インセンティブを働かせて申請件数の増加を図っている。

寄付金獲得については、企業等による寄付金が一定程度はあるが、今後も継続して獲得に向け

て努力する。

② 教育研究経費比率が「文他複数学部を設置する私立大学」（大学法人）および「教育系学科を設置する私立短期大学」（短期大学部門）の平均に比べ低い点について、教育の質保証の観点から適切な値となるよう検討することが望まれる。

### 改善状況

平成 29 年度の教育研究費比率は 22.9%であり、ほぼ横這いとなっている。今後も財政全体のバランスを考慮しながら、教育研究費の予算配分について改善するように努力していく。

③ 現行、「文他複数学部を設置する私立大学」（大学法人）の平均を下回っている自己資金構成比率の改善につなげることが望まれる。

### 改善状況

自己資金構成比率は平成 25 年度の 82.4 から平成 29 年度は 84.5 へと改善傾向にある。

## 2. その他の改善状況

既存の施設設備の維持については、老朽化が進んでいるものから計画的に改修、取替等を行っており、平成 31 年度をもって予定していた非構造物の耐震対策工事はほとんど終了することになっている。

なお、短大の当年度収支差額の過去 4 年間の推移は以下のとおりであり、短大は黒字となっている。

#### <短大の当年度の推移>

(単位：万円)

年 度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
収支差額	3,945	3,061	11,967	3,253

本学園の平成 26 年度以降の翌年度繰越収支差額は次のとおりである。

#### <翌年度繰越収支差額の推移>

(単位：万円)

年 度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
翌年度繰越収支差額	△423,620	△414,845	△405,671	△406,098

第二号基本金への組入は現時点ではできていないが、設置校別資金確保計画に基づいて資金が確保できていることが明確に判るように、平成 29 年度より各設置校の主要建物改築を目的とした特定資産化を行った。今後、理事会にて施設設備計画が確定した時点で第二号基本金へ組み入れる予定である。また、同時に退職給与引当特定資産化も行った。

今後はより充実した教育環境整備計画の策定と必要な資金の確保を行い、以下の点について改善を図ることとしている。

- a. 今後の収支及び中長期計画に基づいた資金確保計画の見直し
- b. 翌年度繰越収支差額の改善
- c. 教育研究費比率の向上
- d. 外部資金の積極的獲得
- e. 予算配分等の見直し
- f. 消費税増税に伴う経費増に対応するための学納金の見直し

## 【基準 10 内部質保証】

### 1. 概評（意見）への対応

① 『貴短期大学部は、自己点検・評価の目的を「教育理念・目標の適切性と、それに基づく教育・研究活動等の実践状況とその成果についての検証・評価を行い、高等教育機関としての質を保証する」としているが、明文化していないので、質保証を積極的に行うための短期大学部の姿勢を明らかにした方針を明文化することが望まれる。』

### 改善状況

これを受け、本学では以下のように「内部質保証に関する方針」を明文化した。

### 至学館大学短期大学部の内部質保証に関する方針

(平成 30 年 5 月 1 日)

#### 1. 基本的な考え方

本学の理念・目的を実現するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を常に改善・改革に繋げながら、恒常的かつ継続的に教育の質の保証及び向上を図ることを目的として、以下の通り内部質保証に関する方針を定める。

#### 2. 内部質保証の体制とシステム

##### (1) 自己啓発委員会

大学の内部質保証に責任を負う組織として、理事会の諮問機関として自己啓発委員会を置く。自己啓発委員会は、毎年度、教育研究活動等の適切性や有効性を検証するため、自己点検・評価の全学的な方針を策定し、自己点検・評価活動を統括する。

自己点検・評価実施委員会から提出された自己点検・評価報告書の内容は、自己啓発委員会で検証し、結果は、運営協議会と協議したのち学長に報告する。

学長は、必要に応じて教授会又は理事長に報告して改善・改革を推進する。

##### (2) 自己点検・評価実施委員会

自己点検・評価実施委員会は、点検・作業部会から提出されたそれぞれの点検・評価結果をもとに自己点検・評価報告書を作成し、自己啓発委員会に提出する。

(3) 内部質保証システム

「至学館大学短期大学部における自己点検・評価のPDCAサイクル概念図」に基づき、関係組織と相互に連携しながら継続的に点検・評価と検証を行い、改善・改革を推進する。

(4) 自己点検・評価結果の公表

自己啓発委員会は、自己点検・評価の結果を本学のホームページを通じて広く社会に向けて公表する。

(5) 外部評価による検証

内部質保証の適切性・有効性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を定期的に受審するとともに、外部有識者による評価を受ける。

評価結果及び指摘事項等については、必要に応じて改善・改革を行い、教育研究活動等の改善・向上に結び付ける。

② 『規程改正により、学外者を入れた「内部質保証を図るための大学運営システム」を構築したが、学外者の意見聴取は未だ実施されていない。』

## 改善状況

評価当時は、外部有識者を加えた点検・評価はまだ行っていなかったが、今回の点検・評価報告書（2015-2018）をもとに、外部有識者を加えた自己啓発委員会を開催（令和元年7月）し、より客観的な検証を行うことにしている。

## 2. その他の改善状況

本学における自己点検・評価は、先に構築した「内部質保証を図るための大学運営システム」に基づいて行っているが、日常的な点検・評価活動を全教職員に徹底するために、新たに「至学館大学短期大学部における自己点検・評価のPDCAサイクル概念図」を作成して周知を図っている（資料Ⅱ-10-1）。

## <資料>

- 資料Ⅰ-1-1 体育学科の過去5年間における志願者、受験者、合格者、入学者数及び入学定員に対する入学者数比率の推移
- 資料Ⅰ-1-2 体育学科の過去5年間における在籍学生数と収容定員に対する在籍学生数比率の推移
- 資料Ⅱ-1-1 体育学科の平成22年度以降における志願者、受験者、合格者、入学者数及び入学定員に対する入学者数比率の推移
- 資料Ⅱ-2-1 人間力開発ノート
- 資料Ⅱ-3-1 至学館大学短期大学部教員の審査における研究業績、社会的活動、課外活動、芸術・文化的活動等評価に関する内規
- 資料Ⅱ-3-2 平成29年度FD勉強会案内(9月・2月)
- 資料Ⅱ-6-1
  - ・至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金(貸与型)規程
  - ・至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金(貸与型)規程施行細則
- 資料Ⅱ-6-2 至学館大学・至学館大学短期大学部教育ローン利子補給奨学金(給付型)規程
- 資料Ⅱ-6-3 至学館大学・至学館大学短期大学部 夢・チャレンジ奨励金規程
- 資料Ⅱ-6-4 至学館大学・至学館大学短期大学部奨学特待生規程
- 資料Ⅱ-7-1 図書館NEWS
- 資料Ⅱ-7-2 2019年度 至学館大学大学院・至学館大学・至学館大学短期大学部 学校安全計画
- 資料Ⅱ-10-1
  - ・至学館大学短期大学部の内部質保証を図るための大学運営システム
  - ・至学館大学短期大学部における自己点検・評価のPDCAサイクル概念図